

令和4年6月泉南市農業委員会定例会

令和4年6月8日 午後1時30分
あいびあ泉南 3階 研修室1

・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	宮下 明	森谷 豊
中野 吉次	上野 寛治	馬場 定夫

(推進委員)

岩本 和男	西浦 賢二	戎野 繁
山本 芳男		

・欠席委員

(農業委員) 池上 安夫 田中 一寿子

(推進委員) 吉積 弘行 角辻 健二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和4年6月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、池上委員、田中一寿子委員より欠席の届出が出ております。山下委員、上野委員より遅刻の連絡がきております。出席委員については、14名中12名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、吉積委員、角辻委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は4名となっております。それでは、会長よろしく申し上げます。

会長 皆さん、ご苦勞様でございます。それでは泉南市農業委員会6月定例会を開催いたします。田植えの時期の忙しい時期に都合をつけてご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、私事ではございますが、このたび図らずも春の叙勲で旭日単光章を受章いたしました。身に余る光榮でございます。大変感謝いたしております。これも皆様のご支援と、ご指導のもと今日までやって来られ

会長 たからだと深く感謝しております。今後ともどうかよろしくお願い致します。

さて、5月31日に全国農業委員会会長大会が開催され、東京に出張に行ってお参りました。その際、泉南地区連の岸和田市以南の農業委員会会長達で国会議員に要望書を持参し、現在の遊休農地の問題、担い手についての問題を色々とお願ひして参りました。

まず一番は、農業県の何もせずとも国の施策が出来るような県であれば良いのですが、我々のような大阪の小規模の農地で、圃場整備も出来ないような所を、何とか国の施策で圃場整備をしてもらいたいというのが切実な願ひです。それと、次世代の担い手の育成についてです。今の状態では担い手を作るというのは非常に難しい問題です。ですので、国から寄付金を出していただいて、担い手を作りたいと思っております。そういった要望をして参りました。

しかしながら、我々の第一の願ひというのは農業者の所得の向上です。所得が向上すれば、自ずと担い手が出来ると思っております。農業で生計を立てる事が出来れば、息子に農業を勧めることも出来ます。そういった事を農林水産大臣政務官、自民党の農林部会長、公明党農林部会長、前政務官に要望書を提出しております。これからも皆さんのお役に立てるような仕事が出来ればと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

それでは、本日は議案が2件、報告案件2件でございます。最後まで慎重審議のほどよろしくお願い致します。

会長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、9番 宮下委員、10番 森谷委員をお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会長 それでは、令和4年議案第13号「農地法第3条の規定による許可申

会 長 請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第13号5件について朗読する。議案第13号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員と現地確認しておりますが、遅れておりますので、事務局より報告させていただきます。
当該農地につきましては、小作権を合意解約し、所有権移転するものです。譲受人は86歳と高齢ですが、主に水稻を行っております。

事 務 局 続きまして、No. 2、3につきましては、〇〇委員が都合により欠席されておりますので、事務局の方から報告させていただきます。
No. 2につきましては、譲渡人は会社務めをしており、営農はされておらず、従前から青ネギの栽培農地として譲受人に提供していましたが、所有権移転する事となりました。
No. 3についても、同様に譲受人に貸していましたが、所有権移転するものです。また、譲受人は、②番と③番の農地については農振農用地対象農地である事を理解した上で申請されました。

事 務 局 続きまして、No. 4につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 No. 4につきまして、現地調査の結果をご報告させていただきます。
当該農地につきましては、長い間、耕作放棄され遊休農地となっておりますので、買い取りによって耕作が再開されることは良い事だと思います。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 5につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 5月30日に事務局の方と現地確認に行ってきました。もとの所有者が亡くなり、奥さんが耕作していたのですが、数年前から高齢と認知症があり、現在は介護施設に入っております。子供がおりませんので、親戚の方と共有名義になっております。現況は①番は柿が植わっておりますが、草丈がだいぶ伸びて荒地になっております。②番につきましては近所のご夫婦が家庭菜園として借りているようで、現在はすいか、ナス等の野菜が植わっております。以上です。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第13号につきまして補足説明させていただきます。

No. 1からNo. 3につきましては先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

No. 4につきましては、故〇〇〇氏が所有する農地で相続人が破産宣告したため、長年にわたり遊休農地として放置されておりました。相続財産管理人である弁護士により、所有権移転を行うものです。また、譲受人は、当該農地が農振農用地対象農地である事を理解した上で申請されました。

No. 5につきましては、譲渡人から電話で事務局に相談があり、高齢と認知症により農地管理が困難である事と担い手がない事から資産整理の為、所有権移転するものです。譲受人は、隣地に農地を所有しており、果樹農園として大規模拡大を図るものです。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 今回は放棄地の解消が多いですね。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第13号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第13号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおりする許可することといたします。

会長 続きまして令和4年議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第14号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員、〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員・〇〇委員 退席

事務局

それでは、議案書を朗読させていただきます。令和4年議案第14号6件について朗読する。議案第14号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員ですが、退席しているため事務局の方から説明させていただきます。

5月16日時点で③番、④番の農地はネギが作付けされておりました。他の農地はすべて耕された状態でした。借り手は国版認定農業者の認定を受けており、主要な経営作物は青ネギです。

続きまして、No. 2、5、6につきましても、〇〇委員が退席しているため、事務局の方から説明させていただきます。

No. 2につきましては、5月19日の時点で耕された状態で、水稻を行う予定です。借り手は20代の後継者と共に農業経営を行っており、主な経営作物は青ネギです。また、農道を挟んで向いにある農地でも利用権設定し、農地の集積集約に貢献して頂いております。

No. 4、5につきましては、一部ネギの作付けが行われておりました。その他は水稻を行う予定です。借り手は元国版認定農業者で、今は大阪版認定農業者の認定を受けています。主な経営作物は青ネギです。

No. 6につきましては、一部にエンドウ等の季節野菜の栽培を行っており、他の農地は休耕させております。地区委員さんによりますと、普段からきれいに維持管理はされているそうです。再設定であり、各種季節野菜を栽培する予定です。

続きまして、No. 3につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員

報告させていただきます。昨日、見てまいりました。再設定です。現況は、一度鋤き返したのですが、また青くなってきたので、先日、また鋤いていました。問題ないかと思ひます。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第14号につきまして補足説明させていただきます。No. 3につきましては、借り手の経営作目は青ネギであり、大阪版認定農業者の認定を受けています。前回の利用権設定期間は5年間でしたが、借り手の耕作実績も踏まえ、10年に貸借期間を延長することとなりました。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 教えてほしいのですが、すべて無償となっていますが、水費等についてはどうなっていますか。

事務局 無償というのは土地についてです。維持管理における水費や溝掃除等については別です。例えば、地主が草の管理が大変なので、耕作してくれるだけでいい、水費は地主が払うという場合もあります。ですので、その辺りは話し合いで決めてもらったらいと思います。ですので、地元での草刈や、溝掃除の時には地主でも借り手でもどちらが出てもかまわないと思います。おそらく今までも、地主が管理維持出来ない事がほとんどなので、借り手が出ていることがあったかと思います。

会長 一番気になっているのは、どこの地区でもそうだと思いますが、溝掃除とか、水費をどちらが払うのかという事がしばしば問題になっておりますので、契約書にきちんとそこまで明記するのかという事です。

事務局 話し合いの段階で当事人同士が取り決めをして、計画書に明記してほしいと申し入れがあった場合には記載しています。契約書と一緒に共通事項という形で利用権設定する上での基本的ルールをお渡ししています。固定資産税については地主が負担となっていますが、ただ、水費については明記しておりません。

〇〇委員 その点についても追加してはどうですか。契約書にどちらが負担するのかという事をはっきりと書いておく方が良いのではないですか。どちらが支払うのかを○を付けるような形で。

事務局 通常は、耕作者が水を使って作物を作るわけですから、必然的に借り手が支払うものと私達は理解しています。地主が善意で支払うとなった場合に書面まで必要でしょうか。貸し借りの信用問題になってくるかと思えます。

〇〇委員 会長はどう思われますか。

会長 貸したいけれど、権利のことを心配する地主というのもおりますので。私の考え方は、水を使うのですから耕作者が水費を支払うのが当然だと思っております。今回の場合はネギ栽培の方が多いので、ネギの場合はどれだけの水が必要かはわかりませんが、水稻栽培の場合はずっと水が必要ですから。問題になってくるのかと思えます。

事務局 地目が畑であれば水費は不要ですが、田であれば水費が必要です。耕作物が何であれ水費が必要であることは営農されている方は皆さん理解されているかと思えます。

〇〇委員 水費の負担については相互で協議して決めてもらったらいいんじゃないでしょうか。

会長 他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第14号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第14号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、報告事項に入ります。令和4年報告第11号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。

会 長 事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和4年報告第11号2件について朗読する。報告第11号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1、2につきましては、譲受人が同一のため、併せて説明させていただきます。譲受人は、住宅開発及び住宅販売を主にされている法人です。令和4年5月17日付けで泉南市広域まちづくり課より都市計画法第29条（開発行為の許可）がおっており、その写しも添付しております。No. 1の譲渡人は、今回の所有権移転により所有している農地が無くなりましたので、泉南市土地改良区から脱退する事になります。以上です。

会 長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 汚水については問題ないですか。

事 務 局 汚水につきましては、府道に幹線がありますので、大型開発に伴って何らかの形で開発されるかと思えます。個別浄化につきましては、合併浄化槽となりますので、No. 2の横には大きな水路がありますので、そちらに放流されると思えます。汚水については問題ないと思えます。

〇〇委員 当該地は雑木と草がボウボウで、今回の売買にあたり何度も草刈りをしていました。遊休農地だったのでよかったです。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第11号を終了します。

会 長 続きまして、令和4年報告第12「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和4年報告第12号3件について朗読する。報告第12号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

No. 1につきましては、5月11日に〇〇委員と現地確認を

事務局 行っております。2枚の農地とも、柿（果樹）の栽培を行っております。

No. 2につきましても、5月11日に〇〇委員と現地確認を行っております。全ての農地で水稻を行っております。

No. 3につきましては、5月18日に〇〇委員と現地確認を行っております。①番から④番については、水稻を行っており、⑤番、⑥番については、季節野菜の栽培を行っております。以上です。

会長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 No. 3の⑥番ですが、市街化区域ですか。

事務局 利用権設定されておりますので、市街化調整区域の間違いです。申し訳ありません。

会長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第12号を終了します。

会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして6月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、7月6日（水）場所は、市役所本庁2階 大会議室です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時20分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和4年6月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____